

# 初心者向け 給与計算 ポイント3選



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 初心者向け 給与計算ポイント3選

## ① 賃金支払いの5原則（労働基準法第24条）

給与支払いに関する基本的なルールです。違反した場合、30万円以下の罰金が科される可能性があります。

1. **通貨払いの原則:** 現金で支払う。  
例外：労働者の同意を得た上で銀行口座振込。労使協定締結と本人の同意等を前提とした、厚生労働大臣の指定を受けた指定資金移動業者口座への支払い（賃金のデジタル払い）。
2. **直接払いの原則:** 労働者本人に支払う。
3. **全額払いの原則:** 法令で定められたもの（税金、社会保険料）や、労使協定で定めたもの以外を一方的に控除してはならない。
4. **毎月1回以上払いの原則:** 少なくとも月に1回は支払う。
5. **一定期日払いの原則:** 「毎月25日」のように支払日を具体的に定める。

## ② 最低賃金の確認

都道府県ごとに定められる「地域別最低賃金」（毎年10月頃改定）と、特定の産業に適用される「特定最低賃金」を確認し、時給換算でこれを下回らないように支払う必要があります。

最低賃金額未満の契約はその部分が無効となり、最低賃金額で支払う義務が生じます。地域別最低賃金を下回ると50万円以下の罰金の対象となります。

# 初心者向け 給与計算ポイント 3選

## ③ 割増賃金（残業代等）の正確な計算

法定労働時間（原則1日8時間・週40時間）を超える労働、法定休日（週1日または4週4日）の労働、深夜（22時～翌5時）の労働に対しては、通常の賃金に加えて割増賃金を支払わなければなりません。

- ・時間外労働：2割5分以上
- ・法定休日労働：3割5分以上（所定休日労働は2割5分増し）
- ・深夜労働：2割5分以上
- ・時間外労働が月60時間を超える場合：5割以上（※現在、猶予措置はなく、中小企業を含む全ての企業に適用）

（例：時間外労働が深夜に及んだ場合は、時間外割増率+深夜割増率（合計5割以上）で計算します）